

市第33号議案

横浜市特別職職員報酬等審議会条例等の一部改正

横浜市特別職職員報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市特別職職員報酬等審議会条例等の一部を改正する  
条例

（横浜市特別職職員報酬等審議会条例の一部改正）

第1条 横浜市特別職職員報酬等審議会条例（昭和43年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例

第1条中「報酬の」を「議員報酬の」に、「横浜市特別職職員報酬等審議会」を「横浜市特別職職員議員報酬等審議会」に改める。

第2条中「当該報酬等」を「、当該議員報酬等」に改める。

（横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

(横浜市実費弁償条例の一部改正)

第3条 横浜市実費弁償条例(平成3年9月横浜市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料又は報酬」を「議員報酬、報酬又は給料」に改める。

(横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例の一部改正)

第4条 横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例(昭和31年3月横浜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項」に、「基き」を「基づき」に、「基く」を「基づく」に改める。

第2条第2項中「横浜市旅費条例」の次に「(昭和23年10月横浜市条例第73号)」を加える。

(横浜市教育委員会委員の費用弁償条例の一部改正)

第5条 横浜市教育委員会委員の費用弁償条例(昭和25年3月横浜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第3項」を「第203条の2第4項」に、「以下委員」を「以下「委員」」に改める。

第2条第2項中「横浜市旅費条例」の次に「(昭和23年10月横浜市条例第73号)」を加える。

(横浜市選挙管理委員の費用弁償条例の一部改正)

第6条 横浜市選挙管理委員の費用弁償条例(昭和29年10月横浜市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改め

る。

(横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例の一部改正)

第7条 横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例(昭和22年7月横浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市特別職職員報酬等審議会条例等の一部を改正する必要があるので提案する。